

れいわ ねんど だい かい  
令和7年度 第2回

いばらきししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかいぜんたいかい  
茨木市障害者地域自立支援協議会全体会

◇日時 令和8年2月2日(月)午後1時30分から

◇場所 茨木市役所合同庁舎6階会議室

かい かい  
開 会

ぎ だい  
議 題

ぎだい  
議題1 じりつしえんきょうぎかい けいはつかつどう  
自立支援協議会の啓発活動について

ぎだい  
議題2 しゅうろうしえんぶかい ほうこく  
就労支援部会からの報告

ぎだい  
議題3 その他

へい かい  
閉 会

いばらきししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい  
茨木市障害者地域自立支援協議会

ぎだい  
議題1

じりつしえんきょうぎかい けいはつかつどう  
自立支援協議会の啓発活動について

はっぴょうしゃ ふくしそごうそうだんか  
発表者:福祉総合相談課

P1~8

ぎだい  
議題2

しゅうろうしえんぶかい ほうこく  
就労支援部会からの報告

はっぴょうしゃ しゅうろうしえんぶかい  
発表者:就労支援部会

P9~14

ぎだい  
議題3

その他

P15~19

ぎだい  
議題Ⅰ

じりつしえんきょうぎかい けいはつかつどう  
自立支援協議会の啓発活動について



# 令和7年度 自立支援協議会の啓発活動について

記入者所属：福祉総合相談課

## ◆令和7年度の取組内容

令和7年度は他のイベントに自立支援協議会が参画する方法で啓発活動を実施。  
参画したイベントは次のとおり。

- おにも見にクルFUKUSHIマルシェ 2025
- おにも見にクルアート展2025

## ◆おにも見にクルFUKUSHIマルシェ 2025

### 《イベントの概要》

障害者福祉の啓発と障害者の工賃向上を目的に、誰もが気軽に楽しみながら福祉に触れることができるイベント。

### 《イベントの実施期間》

10月31日(金)・11月1日(土)

※自立支援協議会は10月31日(金)に啓発活動を実施

### 《開催場所》

茨木市文化・子育て複合施設おにクル 大屋根広場

### 《実施内容》

障害福祉課と共同で、ニュースポーツである「ラダーゲッター」の体験の場を提供。

参加者全員に自立支援協議会啓発用の缶バッジや啓発チラシ(障害者虐待防止・

ヘルプマークリーフレット・地域の相談窓口の案内)を配付。さらに、ラダーゲッターで

高得点(6投して10点以上)を出した参加者には、自立支援協議会の啓発用ハンドタ

オルを配付し、啓発を図った。

《参加者の反応など》

老若男女を問わず、障害の有無にかかわらず楽しむことのできるニュースポーツを知っていただくと同時に、自立支援協議会についても啓発する良い機会となった。

参加いただいた皆様の笑顔を見ることができ、楽しんでいただけた様子が伺えた。

※ラダーゲッターとは

ひもでつながっている2個のボールをラダー（はしご）（写真参照）に向かって投げ、ひものついたボールがラダーに引っかかると得点となるスポーツ。老若男女、障害のある人もない人も誰もが楽しめる内容となっている。

ラダーには3本の棒があり、一番上の棒に引っかかると3点、中央の棒が2点、一番下の棒が1点、地面にバウンドしていずれかの棒に引っかかると5点となる。



はいふ けいはつぶつ  
配付した啓発物



ラダー（はしご）

ラダーゲッター

## ◆おにも見にクルアート展2025

### 《イベントの概要》

障害の有無や年齢、性別、国籍などに捉われず、個性あふれる作品を通じて、制作された方や障害福祉サービス等事業所の魅力を感じることができるアート展。

作品の展示だけでなく、来場者参加型ワークショップや障害福祉サービス等事業所で作られた製品の販売なども開催。

障害のある人もない人も相互に人権と個性を尊重し合い共生する社会を目指し、人権・障害理解の促進を図るイベント。

自立支援協議会としては、イベントが始まった令和5年度から参画している。

### 《イベントの実施期間》

12月2日(火)～12月5日(金)

※自立支援協議会は12月2日(火)にワークショップを出展

### 《開催場所》

茨木市文化・子育て複合施設おにクル 1階

### 《実施内容》

#### ○ワークショップ「みんなでつくろう!クリスマスツリー」の開催

参加者にクリスマスツリーのオーナメント(飾り)を自由に作成してもらい、完成したオーナメントを設置したクリスマスツリーに飾ってもらった。

#### ○オリジナル缶バッジの作成

オーナメント作成者には、自立支援協議会の文字が入った指定の用紙を、シールや絵で自由にアレンジしてもらい、その場でアレンジした用紙を用いて缶バッジを作成するイベントも同時に開催した。

#### ○啓発活動

ワークショップ参加者には、FUKUSHIマルシェと同じく、啓発チラシと啓発用ハンドタオルを配付した。

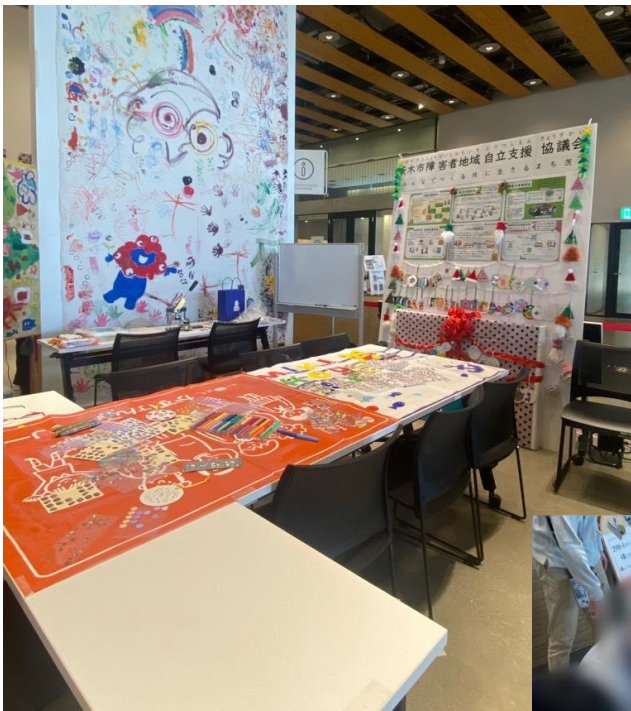
また、ワークショップの会場には、自立支援協議会の各部会・P Tを紹介した協議会パネルを展示し、自立支援協議会の取組について啓発を図った。

《参加者の反応など》

老若男女を問わず、障害の有無にかかわらず、多くの方々にご参加いただき、オーナメントや缶バッジの作成体験を通して楽しんでいただける場の提供ができた。

参加者皆様が自由に楽しみながら作成体験に取り組む様子が見られ、笑顔が非常に印象的であった。

また、今回のイベントを通して、自立支援協議会の取組について広く知っていただく機会となり、大変意義のある時間を共有することができた。



ワークショップの会場



ワークショップの様子



オーナメントを飾ってもらった  
クリスマスツリー



きょうぎかい せつめいなど  
協議会の説明等を  
掲示したパネル



かん バッジ作成の様子

◆ご意見いただきたいこと

・自立支援協議会の啓発活動についてのご意見・ご感想

→ 今までの啓発活動について

今後の自立支援協議会の啓発について

・効果的と思われる自立支援協議会における障害者理解の促進について

ぎだい  
議題2

しゅうろうしえんぶかい      ほうこく  
就労支援部会からの報告について



令和6年度 令和7年度 茨木市障害者地域自立支援協議会  
就労支援部会 研修実績報告

第2回就労支援セミナー

テーマ: 障がいのある方の受け入れへの挑戦

～組織の仲間として「共に働く」ことを目指して～

- 日時: 令和7年1月24日(金) 14:00～16:00
- 場所: 茨木市立障害者就労支援センター かしの木園
- 参加者: 33名
- 登壇者: (株)パルグループホールディングス

概要

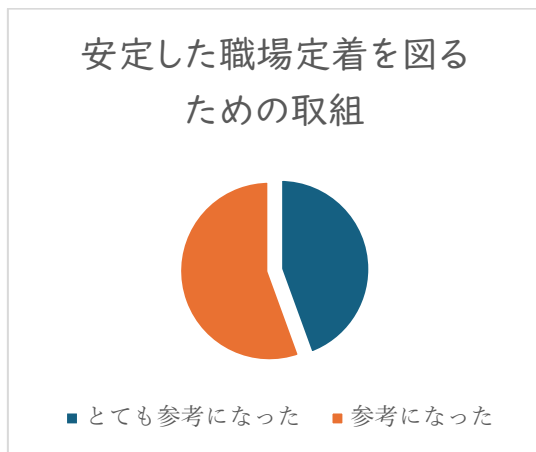
- 福祉機関の参加が多く、企業のリアルな雇用現場の話が好評。
- B型事業所によるコーヒー・お菓子販売を初実施し、工賃アップと会場の活性化に寄与。

主な意見

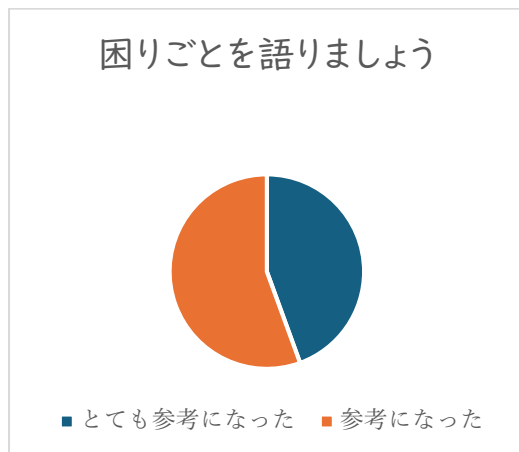
- 「社員を個として大切にする姿勢に感銘」
- 「企業の配慮や工夫を知る貴重な機会」
- 「出店と講演の組み合わせを継続してほしい」

アンケート結果

第1部 講演について



第2部 意見交流会(グループワーク)



## ■ “はたらく”を一緒に考える支援へ

### ～就労選択支援の活用と地域連携～

- 日時:令和7年9月6日(土)
- 場所:立命館いばらきフューチャープラザ
- 参加者:140名
- 登壇者:厚生労働省 就労選択支援専門官 ほか
- 共催:北摂地域の就業・生活支援センター等

## ● 概要

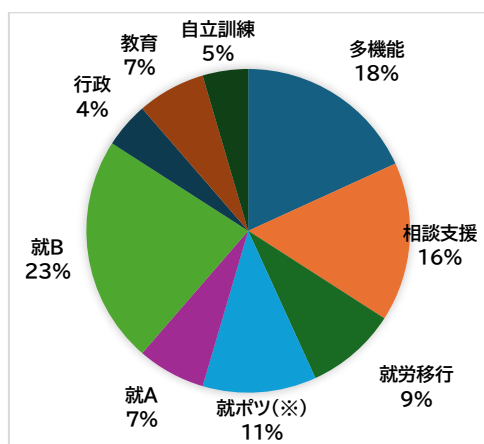
- 北摂合同で開催し、10月開始の「就労選択支援」への理解を深めた。
- B型事業所の授産品販売も実施し、啓発と工賃アップの取組を同時に展開。

## ● 主な意見

- 制度の背景が理解できた
- 地域アセスメントの必要性を再認識
- ネットワーク強化の重要性
- 医療機関との連携やケース共有の場を求める声が多い

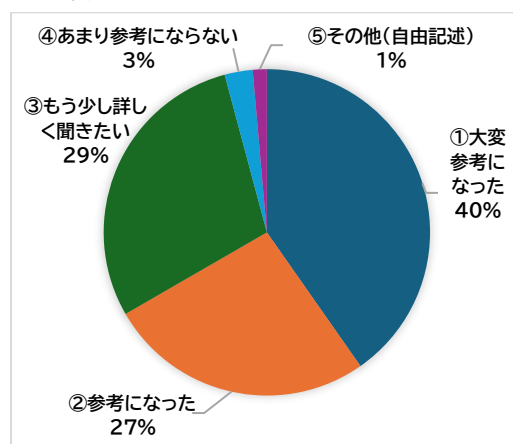
## ● アンケート結果

### 1. アンケート回答事業所

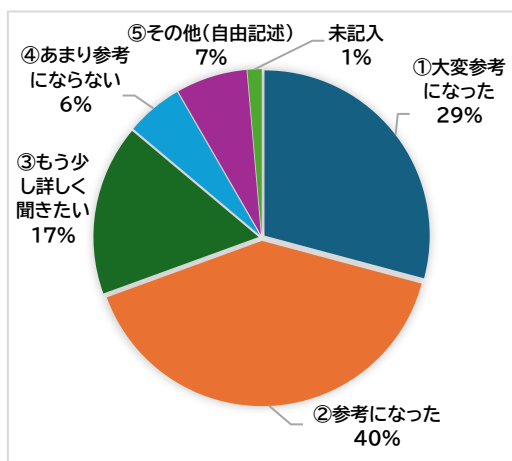


(※) 茨木・摂津障害者就業・生活支援センター

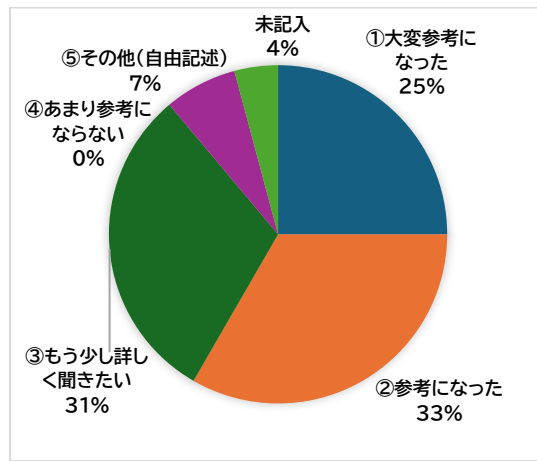
### 2. 厚生労働省 就労選択支援専門官の講演について



### 3. パネルディスカッションについて



### 4. 「就労選択支援」について



## ■ 第3回障害者雇用支援セミナー

テーマ: 多様性を活かすインクルーシブな雇用と人材育成

- 日時: 令和7年10月24日(木)
- 場所: 茨木市立障害者就労支援センター かしの木園
- 参加者: 33名
- 登壇者: スターバックスコーヒージャパン株式会社

## ● 概要

- 障害者雇用におけるキャリアアップをテーマに講演。
- 企業の長年の取組を学ぶ機会となった。

## ● 主な意見

- 「熱意が伝わり感動した」
- 「他社の意見が参考になった」
- 「時間を長くしてほしい」
- 「企業の取組紹介を継続してほしい」

## ● アンケート結果

### 1. 第1部 講演内容

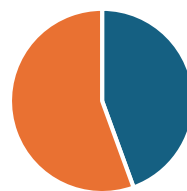
#### 安定した職場定着を図る ための取組



■ とても参考になった ■ 参考になった

### 2. 第2部 意見交換(グループワーク)

#### 困りごとを語りましょう



■ とても参考になった ■ 参考になった

## ■ 総括

- 企業と福祉の相互理解を深める機会として、各セミナーは高い評価を得た。
- 参加者からは、ケース共有・医療連携・制度開始後の経過報告・支援機関間のネットワーク強化など、次年度に向けた具体的なニーズが多く寄せられた。
- 企業と福祉の「リアルな声」をつなぐ場として、今年度のセミナーは大きな成果を上げた。
- B型事業所の販売会を組み合わせた取組は、工賃アップと啓発の両面で効果が高く、今後の研修でも継続が期待される。
- 就労選択支援の開始に伴い、地域連携の重要性が一層高まっている。

た  
その他



1 障害者計画(第5次)の中間見直し及び障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)の

策定等について

令和8年度に、障害者計画(第5次)が計画期間の中間年度を、障害福祉計画(第7期)・

障害児福祉計画(第3期)が計画期間の最終年度を迎えることから、中間見直し及び計画の改定を行います。

現在、国において、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しが行われており、今後、国指針に基づき、大阪府が市町村に対し「基本的な考え方」を示す予定です。

国の検討においては、「望まないセルフプラン」の解消、就労選択支援事業の利用促進のほか、「市町村や都道府県が障害福祉計画等に定める「障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み」を上回り、サービス提供量が増加し続ける状況を緩和するため、都道府県等が事業所等の指定をしないことができる仕組み(総量規制)や市町村が都道府県に対して意見を申し出て、都道府県がその意見を勘案して指定に際し必要な条件を付す仕組み(意見申出制度)の積極活用などが検討されています。

このような国の検討状況や本市の実情を踏まえ、来年度の計画改定に当たっては、障害者総合支援法及び茨木市障害者地域自立支援協議会規則の規定に基づき、貴協議会に対し意見を伺う可能性があります。

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
総合保健福祉計画			(第3次)	中間見直し		
地域福祉計画			(第4次)	中間見直し		
高齢者保健福祉計画		(第10次)			(第11次)	策定
介護保険事業計画		(第9期)			(第10期)	策定
障害者計画			(第5次)	中間見直し		
障害福祉計画		(第7期)			(第8期)	策定
障害児福祉計画		(第3期)			(第4期)	策定
いのち支える自殺対策計画			(第2次)	中間見直し		
健康いばらき21・食育推進計画			(第4次)	中間見直し		

## 2 ともしび園<sup>えん</sup>について

令和7年10月から生活介護<sup>せいかつかいご</sup>が、同年12月から日帰りショートステイ<sup>ひがえ</sup>がそれぞれ運用<sup>うんよう</sup>を再開<sup>さいかい</sup>しています。これまでは、取消処分<sup>とりけししょぶん</sup>以前の利用者<sup>りようしゃ</sup>を優先<sup>ゆうせん</sup>的に受け入れて<sup>う</sup>きましたが、対象<sup>たいしょう</sup>となる方の受入<sup>うけいれ</sup>が概ね<sup>おおむ</sup>完了<sup>かんりょう</sup>したため、令和8年から、新規利用<sup>しんきりよう</sup>の受入<sup>うけいれ</sup>を開始<sup>かいし</sup>しています。

(令和7年12月現在<sup>れいわ ねん がつげんざい</sup>)

	生活介護 <sup>せいかつかいご</sup>	日帰りショートステイ <sup>ひがえ</sup>
定員 <sup>ていいん</sup>	40人/日 <sup>にん にち</sup>	5人/日 <sup>にん にち</sup>
契約者数 <sup>けいやくしゃすう</sup>	約15人 <sup>やく にん</sup>	2人 <sup>にん</sup>

### 【運営<sup>うんえい</sup>の変更点<sup>へんこうてん</sup>】

#### ①生活介護<sup>せいかつかいご</sup>

長時間<sup>ちやうじかん</sup>の日中<sup>にちちゆう</sup>介護<sup>かいご</sup>を要<sup>よう</sup>する利用者<sup>りようしゃ</sup>へは、サービス提供時間<sup>ていきやうじかん</sup>を延長<sup>えんちやう</sup>して午前9時から午後7時まで<sup>ごぜん じ から ごご じ</sup>で利用<sup>りよう</sup>できます。(令和6年度報酬<sup>れいわ ねん ど ほうしゅう</sup>改定<sup>かいてい</sup>のしくみ<sup>しくみ</sup>を活用<sup>かつよう</sup>)

#### ②日帰りショートステイ<sup>ひがえ</sup>

①により、ともしび園利用者<sup>えんりようしゃ</sup>以外の障害者<sup>しょうがいしゃ</sup>・児<sup>こ</sup>の受け入れ<sup>うけいれ</sup>を基本<sup>きほん</sup>としたため、市内<sup>しんない</sup>で利用<sup>りよう</sup>できる日帰りショート<sup>ひがえ</sup>の枠<sup>わく</sup>がふ<sup>ふ</sup>増<sup>ふ</sup>えました。

※ 家族<sup>かぞく</sup>の就労<sup>しゅうろう</sup>や高齢化<sup>こうれいか</sup>などにより、日中<sup>にちちゆう</sup>から夕方<sup>ゆうがた</sup>遅<sup>おそ</sup>くにかけての長時間<sup>ちやうじかん</sup>介護<sup>かいご</sup>のニーズ<sup>たか</sup>が高<sup>たか</sup>まっていること<sup>こと</sup>に対応<sup>たいおう</sup>しました。

今<sup>こん</sup>後は、市内<sup>しんない</sup>の生活介護事業者<sup>せいかつかいご じぎやうしゃ</sup>においても長時間<sup>ちやうじかん</sup>介護<sup>かいご</sup>のニーズ<sup>こた</sup>に応<sup>おこた</sup>えるため、令和6年度報酬<sup>れいわ ねん ど ほうしゅう</sup>

改定<sup>かいてい</sup>のしくみ<sup>しくみ</sup>をご活用<sup>かつよう</sup>いただきたいと考<sup>かんが</sup>えています。

### 3 しゅうろうせんたくしえんじぎょう 就労選択支援事業について

べってん  
別添のとおり

# 就労選択支援事業について

茨木市障害福祉課認定給付グループ

## 就労選択支援の創設

### 概要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）※を創設する。

### 法の条文

#### 第五条（略）

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であつて、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

※施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において**政令で定める日**

### 現状・課題

- 就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害者の就労能力や適性を客観的に評価し、それを本人の就労に関する選択や具体的な支援内容に活用する手法等が確立されていないため、障害者の就労能力や一般就労の可能性について、障害者本人や障害者を支援する者が十分に把握できておらず、適切なサービス等に繋がられていない。
- 一旦、就労継続支援A型・B型の利用が始まると、固定されてしまいやすい。
- 本人の立場に立ち、次のステップを促す支援者がいるかどうかで、職業生活、人生が大きく左右される。

## 就労選択支援の目的

### 目的

働く力と希望のある障害者に対して、障害者本人が自分の働き方について考えることをサポート（考える機会の提供含む）するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供する。

### 【具体的な内容】

- 作業場面等を活用し、本人の強みや特性、本人が望む方向に進む上で課題となること等について、本人と協同して整理し、利用者本人の自己理解を促すことを支援する。
- 自分に合った働き方を実現したり、働く上での課題改善等に向けて、どんな方法で、何に取り組むのか、どこで取り組むかについて本人と協同して考える。
- ※ その過程の結果として、就労系障害福祉サービスの活用を含めた進路について本人が選び、決定していくことを支援する。そのため、就労選択支援は就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するかの振り分けを行うものではない。
- 本人の選択肢を広げ、本人の的確な選択につながるよう、支援の実施前後において、本人に対して、地域における雇用事例や就労支援に係る社会資源等に関する情報提供、助言・指導等を行う。
- アセスメント結果は、本人や家族、関係者等と共有し、その後の就労支援等に活用できるようにする。
- 就労選択支援利用後の就労支援等において、アセスメント結果が効果的に活用されるよう、就労選択支援事業所は計画相談支援事業所や市町村、ハローワーク等の就労支援機関との連携、連絡調整を行う。

### 【期待される効果】

- アセスメントに関する専門的な研修を修了した人材を配置することにより、質の高いアセスメントに基づいた就労支援を受けることが可能となる。
- 本人の就労能力や適性、ニーズ、強み、職業上の課題、本人が力を発揮しやすい環境要因、就労に当たっての支援や配慮事項等を本人と協同して整理することで、本人の自己理解を促進することが可能となる。
- 本人と協同して整理した内容や地域の企業等の情報を基に、関係機関と連携することにより、本人にとって、より適切な進路を選択することが可能となる。また、就労継続支援A型・B型利用中も、本人の希望に応じて就労選択支援を受けることができ、就労ニーズや能力等の変化に応じた選択が可能となる。

## ●対象者●

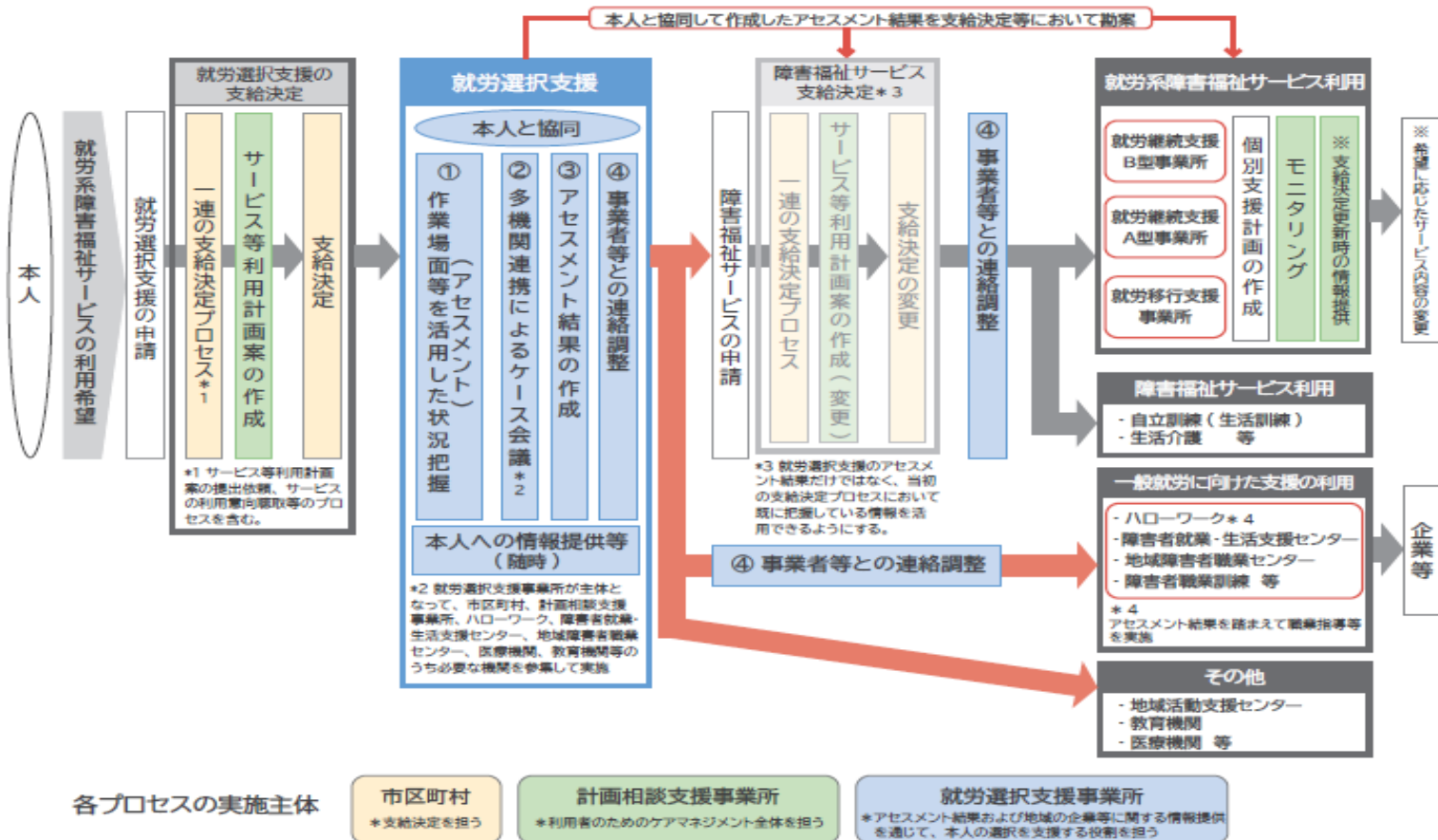
サービス類型		新たに利用する意向がある 障害者	既に利用しており、 支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者

## ●支給決定期間●

原則1か月（1か月以上の時間をかけた継続的な体験作業を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。）

# 基本プロセス

## 基本プロセス



# 就労選択支援1か月の流れ

## 就労選択支援サービスの流れ（標準1か月イメージ）

～ 本人との協同を通じて本人の意思決定を支援する ～



- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。

次なる  
茨木へ。  
茨木には、次がある。

# 多機関連携によるケース会議について

## ●目的●

多機関連携によるケース会議とは、本人や家族、地域の関係機関とアセスメント結果を共有し、就労選択支援利用後の適切な支援につなげていくために開催。ケース会議を通じて、自己理解を促すとともに、本人の主体的な選択を支援していく。

- 就労選択支援事業所が関係機関に参加を求める
- 多機関連携によるケース会議で把握した本人の意向、関係機関の見解等を踏まえてアセスメント結果を作成
- アセスメントや支援方針の検討において、偏りが出ないように複数の視点を取り入れ、中立性・客観性を担保する
- 利用者が指定特定相談支援事業を利用している場合は、指定特定相談支援事業者は、今後の障害福祉サービスの利用を含めて一貫した支援を行う観点から原則として参加が必要



# 中立性の確保

- 自法人が運営する就労系障害福祉サービス等へ利用者を誘導しない仕組み
- 障害福祉サービス事業者等からの利益收受の禁止
- 「多機関連携によるケース会議」の実施（本人へ提供する情報に偏りや誤りがないようにするための仕組み）
- 指定特定相談支援事業者の「多機関連携によるケース会議」への参加
- アセスメント結果を作成する際、本人の意向や関係機関の見解等も踏まえて作成

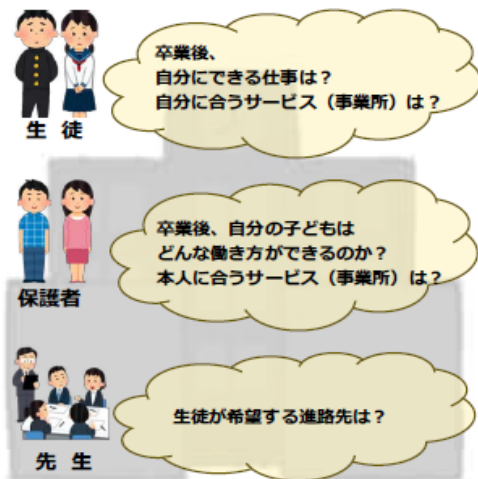
# 特別支援学校生への対応について

## 特別支援学校等の在学者に対する就労選択支援の実施

- 卒業後の進路選択を考える上で、アセスメントした情報を活用できるように、3年生以外の各学年でも利用が可能
- 必要に応じて、在学中に複数回利用することも可能
- 従来の職場実習・施設実習を、就労選択支援のアセスメント場面に活用することも可能

### 特別支援学校高等部における年間スケジュール（例）

※矢印（⇒）期間内のいずれでも実施可能とし、状況等に応じた柔軟な実施ができる



学年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年	入学		保護者面談	職業 キャリア インタビュー						保護者面談		
2年				保護者面談					保護者面談			
3年				保護者面談					保護者面談			卒業

46

- ・ 生徒が学校の授業日に就労選択支援を受けるために登校できない日については、当該生徒の出欠の扱いについて、校長の判断により「出席停止・忌引等の日数」に計上することが可能であること。
- ・ 放課後等デイサービスと同日利用が可能

次なる  
茨木へ。  
茨木には、次がある。

## 就労選択支援におけるアセスメントで活用するツールの概要

J E E Dにて開発された以下のアセスメントツール（就労支援のためのアセスメントシート）を標準的なツールとして活用することを想定している。

### ツールの特徴

- 支援者が一方的に評価をするのではなく、本人と支援者が協同でアセスメントを行う。
- 課題点に留まらず、ストレンクス（強み）を併せて整理する。
- 本人の状況に留まらず、本人と環境との相互作用の視点から必要な支援や配慮を整理する（支援・配慮がある場合の状況のチェック、就労継続のための望ましい環境の検討、等）。

### ツールの構成

#### 就労に関する希望・ニーズ

例：「一般就労を希望していますか、一般就労以外の就労や訓練で希望するものはありますか。」「どのような働き方（労働日数・労働時間・休日）を希望しますか。」「職場で希望する配慮やお願いしたいことはどのようなことですか。」

#### 就労のための作業遂行・職業生活・対人関係の現状

**作業遂行** 例：「指示された手順に従って作業する」、「安全に作業する」、「決められた時間内に与えられた仕事を仕上げる」

**職業生活** 例：「職場の規則を守る」、「やむを得ない理由（通院、体調不良、電車の遅れ等）以外の遅刻・早退・欠席（欠勤）がない」、「体調に気をつける」

### ツールの使用方法

- ① 個別面談を通じて、就労に関する希望・ニーズを整理（33項目）
- ② 作業場面や職場実習により確認された情報等に基づき、就労のための作業遂行・職業生活・対人関係の現状について本人が自己評価した上で、支援者と協議して協同評価を実施（必須17項目、選択27項目）
- ③ 就労継続のための望ましい環境をさまざまな角度からチェックし、必要な支援や配慮について本人と支援者と協議して取りまとめ（53項目）

#### 対人関係

例：「相手や場に応じた挨拶や返事をする」、「同僚や上司と会話する」、「質問・報告（作業の終了、失敗等）・連絡・相談をする」

#### 就労継続のための環境（必要な支援や配慮）

例：10.職場の人間関係

以下の項目について支援・配慮が必要であるかを検討する。

- 職場の人間関係の維持
- 上司・同僚や職場の支援者の異動時の引継ぎ
- 苦手とする職場の対人コミュニケーションや対人マナー 等

上記4について、望ましい（避けた方がよい）環境や必要な支援・配慮について記載する。（自由記述）



犬なる  
茨木へ。

茨木には、次がある。

## 指定特定相談支援事業者との連携について（新）

### 概要

- 指定基準において、就労選択支援に関する計画相談支援事業者の役割及び連携について、以下のとおり定めている。
  - ・ 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求める（指定基準第173条の7）
  - ・ 就労系サービス事業者は、利用者に対し、計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行う（指定基準第183条の2等）
  - ・ 相談支援専門員は、利用者が現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している場合であって、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、就労移行支援の事業を行う者又は就労継続支援の事業を行う者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供その他必要な援助を行う（計画相談指定基準第15条3項6号）
  - ・ 相談支援専門員は、利用者が就労選択支援を利用している場合には、就労選択支援における評価及び整理の結果等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行うとともに、就労選択支援事業者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行わなければならない（計画相談指定基準第15条3項7号）

### 方向性

- 就労選択支援の実施にあたっては、特にアセスメント結果の中立性の確保や、就労選択支援の利用に関する必要な情報提供等の観点から、計画相談支援事業者との連携は非常に重要であり、指定特定相談支援事業者が、就労選択支援事業者がアセスメントの結果の作成に当たって開催する会議に参加することに加えてサービス提供場面に訪問するなどの算定要件を満たす場合は、「サービス提供時モニタリング加算」（100単位/月）の算定を可能とする。



# 就労選択支援事業を実りあるものにするための視点

- ・関係する支援者それぞれが障害者の就労の可能性について考え、地域ぐるみで支援体制を整える
  - ⇒本人の立場・これからの人生の視点に立った、長期的で広い視野による支援
- ・就労選択支援事業所と積極的にコミュニケーションを取る
  - ⇒本人の強み・課題・希望を共有し、支援方針に活かす。
- ・就労継続支援B型を利用するために使う事業ではないことを理解する
  - ⇒特定のサービス・特定の事業所を利用することを前提とせず、利用者に合った選択、意思決定に資する事業
- ・就労や生産活動を希望する利用者に、特定の事業所の活動内容による先入観を与えない
  - ⇒本人による情報の比較検討の機会、意思決定をさまたげる恐れ。中立的に本人の利益を考える。



## 自己決定を支援するために

- 今までの流れとしては、事業所に見学・体験を終わってから、実際に障害福祉サービスの申請をする場合が多かった。就労選択支援は、本人の希望だけでなく、就労能力、適性等にあった選択を支援するためのサービス。
- 見学・体験を終わらせてから、実際に就労選択支援を利用した時に客観的な評価、提案が本人に伝わりにくくなる。そのため、「まずは見学・体験」ではなく「まずは就労選択支援」という流れを地域で作っていきましょう。

就労選択支援というサービスがあるよ。まずは、どんな選択肢があるか知ることから始めましょう。



初めてのお仕事は不安だから、まずはB型事業所に行きたいと考えています。

次なる  
茨木へ。  
茨木には、次がある。

# 資料出典

- 行政説明 就労選択支援について

令和7年2月25日付事務連絡(厚生労働省)

- 就労選択支援の実施について

令和7年3月31日付通知(厚生労働省)

- 就労選択支援実施マニュアル

令和7年4月21日付事務連絡(厚生労働省)

- 特別支援学校等における就労選択支援の取扱いについて

令和7年5月15日付通知(文部科学省、厚生労働省)



次なる  
茨木へ。

茨木には、次がある。

茨 障 第 3348 号  
令和 7 年 11 月 28 日

指定就労選択支援事業所 管理者 様

茨木市 福祉部  
障害福祉課長 井上 寛之

### 就労選択支援について（通知）

平素は、本市障害者施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
令和 7 年 10 月 1 日から指定障害福祉サービス「就労選択支援」の運用が開始されました。  
就労選択支援の運用開始にあたりまして、下記のとおり定めましたので、通知いたします。

#### 記

#### 1 就労選択支援の基本的な考え方

就労選択支援は、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものである。

就労選択支援を適切に活用することにより、本人の希望や就労能力等に応じて、就労に必要な知識及び能力の向上に資する就労系障害福祉サービスや障害福祉サービス以外の就労支援制度、一般就労への移行といった就労に関する機会が適切に提供されるよう留意すること。利用者が予め見学・体験等により特定の事業所へ通所することを希望していたとしても、安易に追認する事業ではない点には特に注意されたい。

制度の趣旨を踏まえ、中立性を確保し、客観的な視点から利用者のアセスメントを実施し、情報提供を行い、意思決定を支援するなど適正に事業を実施すること。

#### 2 対象者

以下のサービス利用者を対象とする。

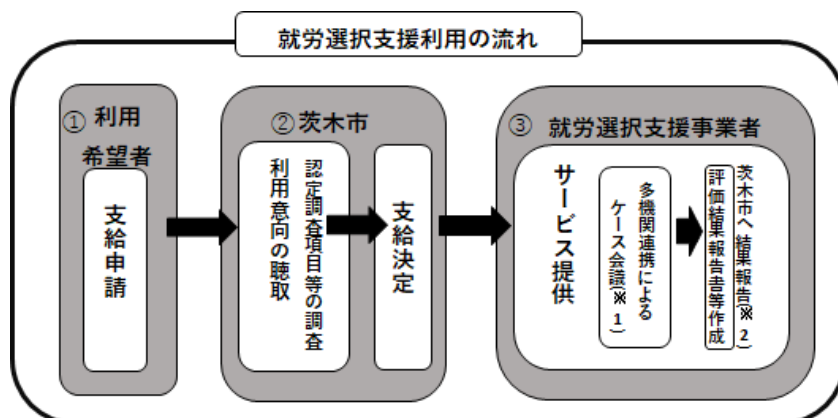
サービス類型		新たに利用する意向がある 障害者	既に利用しており、 支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和 7 年 10 月から原則利用	希望に応じて利用
	・ 50 歳に達している者または障害基礎年金 1 級受給者 ・ 就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和 9 年 4 月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和 9 年 4 月から原則利用 ※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者

【出典】「就労選択支援実施マニュアル」（厚生労働省）

#### 3 支給決定期間

原則 1 か月とする。

#### 4 就労選択支援利用の流れ



- ① 利用希望者が茨木市に支給申請を行う。
- ② 茨木市は利用意向の聴取及び認定調査項目等の調査を行い、支給決定を行う。
- ③ 就労選択支援事業者は、支給決定を受けた利用者と利用契約の上、サービス提供を行う。

##### ※1 多機関連携によるケース会議について

多機関連携によるケース会議においては、アセスメントや支援方針の検討において偏りが出ないように複数の視点を取り入れ、アセスメントの質と中立性の担保を図るため、3者以上（本人、就労選択支援事業者、その他関係機関等）の参加とすること。なお、就労選択支援の利用終了後に本人が通所を希望している障害福祉サービス事業者に対する多機関連携会議への参加依頼は想定しているものではないが、就労選択支援事業者が個別の事情に応じて当該事業者の参加を必要と判断した場合には、当該事業者を含めて4者以上の参加とすること。

また、利用者が指定特定相談支援事業を利用している場合、就労選択支援事業者は、指定特定相談支援事業者に対する多機関連携会議への参加依頼を行うこと。

##### ※2 結果報告について

多機関連携によるケース会議で把握した本人の意向、関係機関の見解等を踏まえてアセスメント結果を作成し、速やかに下記ア～エの書類を作成し、茨木市に提出すること。

- ア 就労選択支援事業評価結果報告書
- イ 就労支援のためのアセスメントシート（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構）
- ウ サービス提供実績記録表の写し
- エ 多機関連携によるケース会議録の写し

【参考】 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）

「就労支援のためのアセスメントシート」

<https://www.nivr.jeed.go.jp/research/kyouzai/kyouzai79.html>

〔問い合わせ先〕

茨木市福祉部 障害福祉課

認定給付1・2グループ

電話 072-620-1636（直通）

E-Mail syogaifukushi@city.ibaraki.lg.jp